

四日市市告示第130号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

四日市市長 森 智広

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p><u>(3) 地域における継続的な農地利用を図るものとして市長が認める者。</u></p> <p><u>(4) 第4条第1号に規定する事業を行う補助対象者が金融機関から融資（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）を受け</u><u>る際に、債務保証を行う三重県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）</u></p> <p>(交付対象となる事業)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 補助対象者が自らの経営において行う次に掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、<u>プロジェクト</u></p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p><u>(3) 第4条第1号に規定する事業を行う補助対象者が金融機関から融資を受け</u><u>る際に、債務保証を行う三重県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）</u></p> <p>(交付対象となる事業)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 補助対象者が自らの経営において行う次に掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、<u>融資を受ける</u></p>

融資を受けるもの。ただし、前条第3号に規定する補助対象者（以下「市長が認める者」という。）については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とする。

ア及びイ （略）

(2) 前号の事業に対して基金協会が行う債務保証のうち、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立するもの

ア プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

(ア)及び(イ) （略）

イからエまで （略）

（補助率等）

第5条 補助対象者に対する補助率は2分の1以内とし、交付する補助金の額は、次のアからウまでのうち最も低い額（市長が認める者である場合は、ア又はウのいずれか低い額）を限度とする。

ア 前条第1号の事業費に2分の1を乗じて得た額

イ 前条第1号の事業費のうちプロジェクト融資額

ウ 前条第1号の事業費からプロジェクト融資額及び地方公共団体等による助成額（農業関係機関が実施する助成事

もの

ア及びイ （略）

(2) 前号の事業に対して基金協会が行う債務保証のうち、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立するもの

ア 原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

(ア)及び(イ) （略）

イからエまで （略）

（補助率等）

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、融資残額の範囲内で、前条第1号の事業費の2分の1以内の額又は融資額のいずれか低い額とする。

業等の本事業に関連する助成金を含む。）を控除して得た額

- 2 基金協会に交付する補助金の額は、保証付きプロジェクト融資額の15分の1とする。

第6条から第28条まで (略)

附 則

- 1 (略)

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 基金協会に交付する補助金の額は、保証融資額の15分の1とする。

第6条から第28条まで (略)

附 則

- 1 (略)

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式から第14号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 添付書類

(1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

(2) その他

四日市市長

住 所
名 称
代表者

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 事業の目的

3. 事業の内容及び計画

4. 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6. 添付書類

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

四日市市長

住所
※氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項ただし書に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前 着工の理由

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）又は記名押印をすること。

四日市市長

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注：工程表等を添付すること。

四日市市長

住 所
氏 名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金等変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容
4. 添付書類
 - (1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
 - (2) その他

四日市市長

住 所
名 称
代表者

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号— で交付決定のあった 年度担い手確保・
経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業
費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円
2. 変更の理由
3. 事業の内容及び計画

4. 経費の内訳

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6. 添付書類

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金
変更申請については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第16条の規定
に基づき承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の変更決定額 金 円
2. 補助事業の変更内容
3. 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届の提出について

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり事業が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 (または予定年月日)	年 月 日
引渡し年月日 (または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第10号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 をもって交付決定のあった 年
度担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、四日市市担い手確
保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

1. 事業実績 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書のとおり
2. 添付書類 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

四日市市長

住 所
名 称
代表者

年度担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号— をもって交付決定のあった 年度
担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、四日市市担い手確保・
経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 事業の目的

3. 事業の内容及び実績

4. 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備考
農業近代化資金				
農業改良資金 ・就農支援資金				
その他の資金				
計				

5. 事業完了年月日 年 月 日

6. 添付書類

第12号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度担い手確保・
経営強化支援事業について、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第4項
の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 年 月 日付け四日市市 第 号一
による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

住所
氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

補助金の確定額 金 円

第14号様式（第20条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住 所
※氏 名

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）又は記名押印をすること。

第 16 号様式及び第 17 号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所
氏 名

年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1. 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
2. 承認申請の理由
3. 承認申請に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼動）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分数又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他
4. 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあつては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画

四日市市長

住 所
氏 名

年度担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書

年度において担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害により被災したので、報告します。

記

1. 被災機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
2. 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度
3. 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
4. その他（災害復旧計画及び資金計画）
5. 添付資料
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）	(略)	
四日市市GAP等認証取得推進事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第164号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示	(略)	

第167号)		
<u>四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第81号）</u>	<u>第1号様式、第2号様式、第4号様式から第7号様式まで、第9号様式から第12号様式まで、第14号様式、第16号様式及び第17号様式</u>	<u>第4号様式及び第14号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市GAP等認証取得推進事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第164号）	（略）	
（略）		

（商工農水部農水振興課）